

岡山県における大気汚染物質の測定体制について

資料 1	岡山県における大気汚染物質の測定体制について	p 1
資料 2	微小粒子状物質（PM _{2.5} ）の追加について	p 3
資料 3	二酸化硫黄の廃止について	p 5
資料 4	二酸化窒素の廃止について	p 9
別添参考 1	環境基準	p 13
別添参考 2	環境大気測定局一覧	p 15
別添参考 3	望ましい測定局数の算定について	p 17
別添参考 4	PM _{2.5} の注意喚起に係る実施要領	p 19

平成 28 年 9 月 1 日
平成 28 年度第 1 回岡山県環境審議会大気部会

岡山県における大気汚染物質の測定体制について

大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）第 22 条の規定により、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質（PM2.5）、二酸化窒素などの環境基準等が設定されている物質について県下 69 測定局で大気汚染の状況を常時監視していることについて、測定局における測定項目を次のとおり変更する。

なお、岡山市、倉敷市の区域については、両市が大気汚染防止法に基づき監視事務を行っているため、変更に係る検討の対象としていない。

1 測定項目ごとの測定局増減数

- ・ PM2.5 の測定局を 2 局追加する。
- ・ 二酸化硫黄及び二酸化窒素の測定局をそれぞれ 1 局廃止する。

測定項目	測定局数		増 減	【参考】 必要な測定局数
	現 在	変 更 (案)		
二酸化硫黄	42 (17)	41 (16)	▲1 (▲1)	13 (5)
浮遊粒子状物質(SPM)	53 (24)	53 (24)	±0	26 (10)
微小粒子状物質(PM2.5)	23 (8)	25 (10)	+2 (+2)	26 (10)
一酸化炭素	7 (2)	7 (2)	±0	4 (2)
光化学オキシダント	43 (20)	43 (20)	±0	26 (10)
二酸化窒素	56 (26)	55 (25)	▲1 (▲1)	26 (10)
非メタン炭化水素	13 (5)	13 (5)	±0	13 (5)

注1：()内の数値は、岡山市及び倉敷市を除く地域(以下「県管轄地域」という。)の測定局数

注2：PM2.5の現在の測定局数は、今年度中に測定機を設置する2測定局(宇野局、三石局)を含む。

注3：「必要な測定局数」とは、環境省が示している「大気汚染防止法第22条の規定に基づく大気汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準」(以下「環境省事務処理基準」という。)で算定される全国的視点から必要な測定局数

2 増減の理由

(1) PM2.5の追加

環境省事務処理基準に従えば、県管轄地域に必要な測定局数は10局であり、現在の8局では監視体制が不十分であることから、PM2.5に係る測定局が配置されていない県中部に2局(高梁局、吉備高原局)を追加する。

(2) 二酸化硫黄の廃止

長期的評価による環境基準達成率は100%と良好な状況が続いており、年平均値は、近年、ほぼ横ばい又はわずかに減少している状況にある。また、環境省事務処理基準に従えば、県管轄地域に必要な測定局数は5局であることから、県管轄地域における17局のうち、二酸化硫黄の濃度の状況を考慮し、1局(新見局)を廃止し16局とする。

(3) 二酸化窒素の廃止

長期的評価による環境基準達成率は100%と良好な状況が続いており、年平均値は、近年、わずかに減少している状況にある。また、環境省事務処理基準に従えば、県管轄地域に必要な測定局数は10局であることから、県管轄地域における26局のうち、二酸化窒素の濃度の状況を考慮し、1局（吉備高原局）を廃止し25局とする。

3 変更関係測定局（○：現測定項目、☆：測定項目の追加、×：測定項目の廃止）

設置市町	測定局名	測定局設置者	測定項目						
			二酸化硫黄	浮遊粒子状物質(SPM)	微小粒子状物質(PM2.5)	一酸化炭素	光化学オキシダント	二酸化窒素	非メタン炭化水素
新見	新見	県	×	○	○		○	○	
高梁	高梁	県			☆		○	○	
吉備中央	吉備高原	県			☆		○	×	

微小粒子状物質（PM2.5）の追加について

1 PM2.5の濃度の状況

- 平成27年度は、測定した19局のうち1局で環境基準を達成している。
- 県北部に比べ県南部の方が濃度が高い傾向にある。

表1 平成27年度PM2.5測定結果

局番号	市町村	測定局	区分	単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$			
				長期基準 ($15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下)		短期基準 ($35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下)	
				年平均値	達成	日平均値の 年間98%値	達成
①	早島町	早島	一般局	16.1	×	38.2	×
②		長津	自排局	18.3	×	42.1	×
③	総社市	総社	一般局	14.4	○	36.2	×
④	笠岡市	茂平	一般局	17.7	×	40.0	×
⑤	津山市	津山	一般局	11.8	—	28.0	—
⑥	新見市	新見	一般局	8.6	—	23.2	—
⑦	岡山市	東岡山	一般局	14.6	○	37.6	×
⑧		江並	一般局	17.0	×	41.0	×
⑨		南方	自排局	14.7	○	36.5	×
⑩		建部	一般局	13.5	○	35.7	×
⑪		西祖農集	一般局	14.2	○	36.2	×
⑫	倉敷市	松江	一般局	20.8	×	46.4	×
⑬		倉敷美和	一般局	15.8	×	36.9	×
⑭		大高	自排局	16.9	×	39.2	×
⑮		玉島	一般局	17.5	×	41.9	×
⑯		児島	一般局	21.1	×	45.2	×
⑰		塩生	一般局	22.6	×	48.0	×
⑱		監視センター	一般局	15.2	×	38.0	×
⑲		茶屋町	一般局	16.1	×	39.1	×
⑳		真備	一般局	14.5	○	34.4	○
㉑		庄	自排局	14.5	○	36.6	×

※ 一般局は一般環境大気測定局を、自排局は自動車排ガス測定局を示す。

※ 「○」は基準を達成した測定局を、「×」は基準を達成しなかった測定局を示し、長期基準と短期基準の両者を達成した場合に環境基準を達成したと評価する。

※ 平成27年9月末に測定を開始した津山局及び新見局は、年間有効測定日数が250日に満たないため参考値である。

2 測定局の配置状況

- 県下におけるPM2.5の測定局は23局(平成28年秋測定開始予定の2局を含む。)あり、そのうち県管轄地域の測定局は8局で、その役割等は次のとおりある。

表2 県管轄地域におけるPM2.5測定局

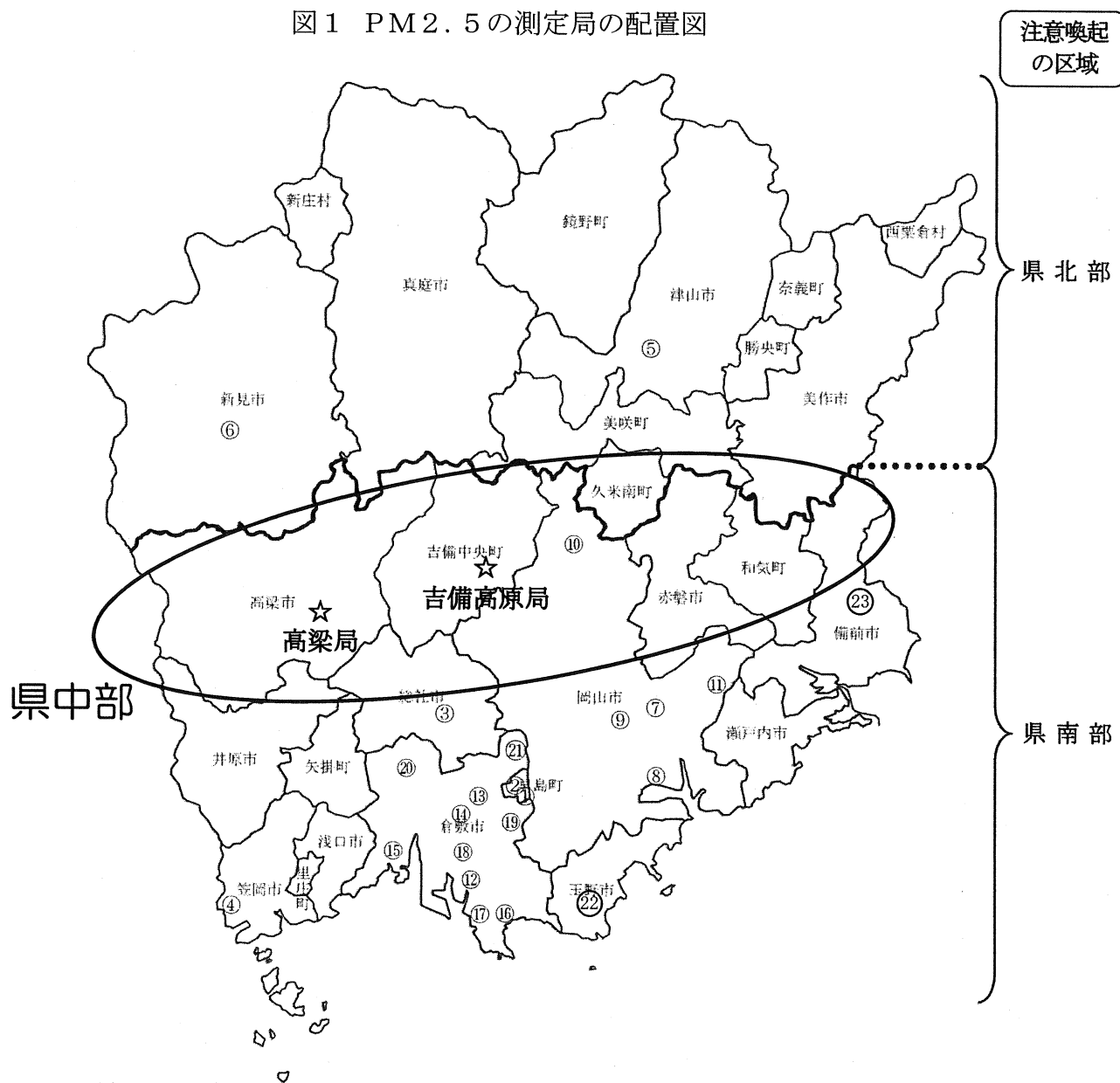
設置市町	測定局名	測定局設置者	役割	備考
早島町	早島	県	一般局(水島コンビナートの影響)	
早島町	長津	県	自排局	
笠岡市	茂平	県	一般局(笠岡・福山工業地帯の影響)	
玉野市	宇野	県	一般局(玉野工業地帯の影響)	平成28年秋 測定開始
備前市	三石	県	一般局(備前(片上、三石)工業地帯の影響)	
総社市	総社	県	一般局(県南部のバックグラウンド)	
津山市	津山	県	一般局(県北東部のバックグラウンド)	
新見市	新見	県	一般局(県北西部のバックグラウンド)	

- ・ 一方、環境省事務処理基準に従えば、県管轄地域に必要な測定局数は10局であり、現状、必要な測定局数を満たしていない。
- ・ PM2.5は大陸からの越境汚染による広域的な汚染が指摘されており、濃度が高濃度になるおそがある際に行う注意喚起を適切に実施するためには、県全域における濃度をできるだけきめ細やかに把握する必要があり、現状、県中部における測定局が不足している。

3 測定局の追加

県中部に位置する高梁局（高梁市）と吉備高原局（吉備中央町）に追加し、県管轄地域における測定局を10局とし、県全域の濃度を的確に把握できる測定体制を整える。

図1 PM2.5の測定局の配置図



- ※ 番号は、表1の局番号
- ※ ⑩建部局及び⑪西祖農集はテレメーター非接続
- ※ ②② 玉野局及び ②③ 三石局は、平成28年秋測定開始

二酸化硫黄の廃止について

1 二酸化硫黄の濃度の状況

平成27年度に測定した44局について、長期的評価ではすべての測定局で環境基準を達成している。

また、短期的評価では、日平均値はすべての測定局で環境基準に適合したが、1時間値は4測定局が適合していない。

(1) 環境基準達成状況（長期的評価）

区分	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
達成局数/測定局数	44局/44局	44局/44局	44局/44局	44局/44局	44局/44局
達成率	100%	100%	100%	100%	100%

(2) 環境基準達成状況（短期的評価）

区分	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
日平均値が0.04ppmを超えた測定局数	0局	0局	0局	0局	0局
1時間値が0.1ppmを超えた測定局数	0局	2局 (宇野津局、向日比2丁目局)	2局 (呼松局、広江局)	2局 (呼松局、渋川局)	4局 (呼松局、広江局、宇野津局、田の口局)

(3) 経年変化

過去10年間継続して測定を実施している一般環境大気測定局（40局）及び自動車排出ガス測定局（2局）における年平均値の推移は次のとおりであり、ほぼ横ばい又はわずかに減少している。

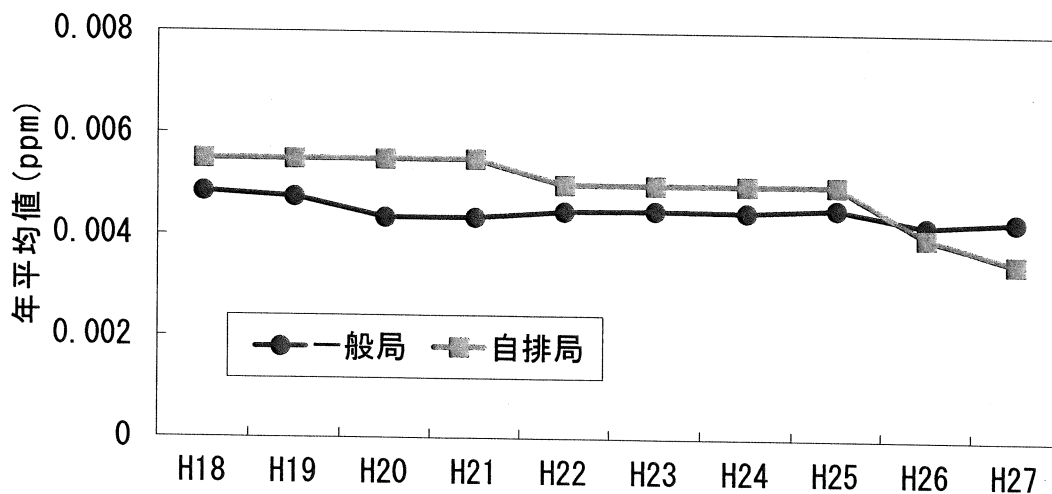


図1 過去10年間における二酸化硫黄の年平均値の推移

2 二酸化硫黄の測定を廃止する測定局

設置地域	測定局名	廃止理由
新見市	新見	二酸化硫黄の測定結果が極めて低い。

表1 過去3年間の二酸化硫黄測定結果（年平均値）

単位：ppm

過去3年平均の順位	測定局の種類	市町村	測定局	測定者	年平均値			
					平成25年度	平成26年度	平成27年度	過去3年平均
1	一般局	倉敷市	呼松	市	0.007	0.007	0.008	0.007
1	一般局	玉野市	向日比2丁目	市	0.008	0.007	0.006	0.007
1	一般局	倉敷市	塩生	市	0.007	0.006	0.007	0.007
4	一般局	倉敷市	松江	市	0.007	0.006	0.006	0.006
4	一般局	倉敷市	児島	市	0.006	0.006	0.006	0.006
4	一般局	倉敷市	監視センター	市	0.006	0.006	0.006	0.006
7	一般局	倉敷市	春日	市	0.006	0.005	0.005	0.005
7	一般局	倉敷市	広江	市	0.006	0.005	0.005	0.005
7	一般局	倉敷市	豊洲	市	0.006	0.005	0.005	0.005
7	一般局	倉敷市	田の口	市	0.006	0.005	0.005	0.005
7	一般局	玉野市	日比	市	0.006	0.005	0.005	0.005
7	一般局	玉野市	向日比1丁目	県	0.006	0.005	0.005	0.005
7	一般局	岡山市	江並	市	0.005	0.005	0.005	0.005
7	一般局	倉敷市	二福	市	0.005	0.005	0.005	0.005
7	一般局	倉敷市	宇野津	市	0.005	0.005	0.005	0.005
7	一般局	倉敷市	連島	市	0.005	0.005	0.005	0.005
7	一般局	玉野市	渋川	県	0.005	0.005	0.005	0.005
7	一般局	玉野市	宇野	県	0.005	0.005	0.005	0.005
7	一般局	浅口市	寄島	県	0.005	0.005	0.005	0.005
7	一般局	岡山市	西大寺	市	0.005	0.005	0.004	0.005
7	一般局	岡山市	出石	市	0.005	0.005	0.004	0.005
7	一般局	倉敷市	倉敷美和	市	0.005	0.005	0.004	0.005
23	一般局	倉敷市	天城	市	0.005	0.004	0.004	0.004
23	一般局	倉敷市	茶屋町	市	0.005	0.004	0.004	0.004
23	一般局	倉敷市	郷内	市	0.005	0.004	0.004	0.004
23	一般局	倉敷市	船穂	市	0.005	0.004	0.004	0.004
23	一般局	岡山市	南輝	市	0.002	0.005	0.005	0.004
23	一般局	倉敷市	西阿知	市	0.004	0.004	0.004	0.004
23	一般局	倉敷市	玉島	市	0.004	0.004	0.004	0.004
23	自排局	玉野市	用吉	市	0.005	0.004	0.003	0.004
23	一般局	玉野市	日比2丁目	市	0.004	0.004	0.003	0.004
32	一般局	備前市	野谷	市	0.004	0.003	0.003	0.003
32	一般局	岡山市	興除	市	0.002	0.002	0.005	0.003
32	一般局	岡山市	五明	市	0.002	0.002	0.005	0.003
32	一般局	笠岡市	寺間	県	0.003	0.003	0.003	0.003
32	一般局	備前市	穂浪	市	0.003	0.003	0.003	0.003
32	一般局	備前市	鶴海	市	0.003	0.003	0.003	0.003
32	一般局	玉野市	後閑	市	0.003	0.003	0.002	0.003
39	一般局	備前市	三石	県	0.003	0.002	0.002	0.002
39	一般局	津山市	津山	県	0.001	0.001	0.003	0.002
41	一般局	備前市	東片上	県	0.001	0.001	0.001	0.001
41	一般局	新見市	新見	県	0.001	0.001	0.001	0.001

表2 過去3年間の二酸化硫黄測定結果（1時間値の最高値）

単位：ppm

過去3年平均の順位	測定局の種類	市町村	測定局	測定者	1時間値の最高値			
					平成25年度	平成26年度	平成27年度	過去3年平均
1	一般局	倉敷市	呼松	市	0.135	0.101	0.105	0.114
2	一般局	倉敷市	広江	市	0.153	0.082	0.103	0.113
3	一般局	玉野市	渋川	県	0.067	0.195	0.039	0.100
4	一般局	倉敷市	宇野津	市	0.048	0.050	0.164	0.087
5	一般局	玉野市	向日比2丁目	市	0.076	0.076	0.050	0.067
6	一般局	倉敷市	田の口	市	0.044	0.027	0.124	0.065
7	一般局	玉野市	向日比1丁目	県	0.064	0.082	0.042	0.063
8	一般局	倉敷市	松江	市	0.093	0.043	0.046	0.061
9	一般局	倉敷市	監視センター	市	0.070	0.052	0.054	0.059
10	一般局	倉敷市	郷内	市	0.063	0.037	0.055	0.052
11	一般局	倉敷市	二福	市	0.054	0.044	0.053	0.050
12	一般局	倉敷市	天城	市	0.083	0.030	0.029	0.047
12	一般局	倉敷市	塩生	市	0.044	0.044	0.054	0.047
12	一般局	玉野市	日比	市	0.057	0.040	0.044	0.047
15	一般局	倉敷市	茶屋町	市	0.063	0.031	0.032	0.042
16	一般局	倉敷市	春日	市	0.046	0.042	0.036	0.041
17	一般局	倉敷市	豊洲	市	0.039	0.036	0.045	0.040
18	一般局	玉野市	宇野	県	0.044	0.041	0.029	0.038
19	一般局	玉野市	日比2丁目	市	0.028	0.049	0.021	0.033
20	一般局	岡山市	南輝	市	0.023	0.037	0.037	0.032
20	一般局	岡山市	興除	市	0.047	0.021	0.029	0.032
22	一般局	倉敷市	児島	市	0.035	0.028	0.031	0.031
23	一般局	浅口市	寄島	県	0.031	0.028	0.031	0.030
23	一般局	倉敷市	連島	市	0.030	0.028	0.031	0.030
25	一般局	倉敷市	船穂	市	0.033	0.025	0.026	0.028
25	一般局	笠岡市	寺間	県	0.025	0.025	0.034	0.028
25	一般局	岡山市	江並	市	0.030	0.019	0.034	0.028
28	一般局	玉野市	後閑	市	0.018	0.022	0.042	0.027
28	一般局	岡山市	西大寺	市	0.022	0.030	0.029	0.027
28	一般局	倉敷市	西阿知	市	0.032	0.024	0.025	0.027
28	一般局	倉敷市	玉島	市	0.023	0.025	0.033	0.027
28	一般局	倉敷市	倉敷美和	市	0.030	0.028	0.022	0.027
33	一般局	岡山市	出石	市	0.025	0.024	0.022	0.024
33	一般局	備前市	徳浪	市	0.015	0.015	0.041	0.024
35	自排局	玉野市	用吉	市	0.024	0.023	0.020	0.022
35	一般局	備前市	三石	県	0.030	0.021	0.015	0.022
37	一般局	岡山市	五明	市	0.020	0.019	0.024	0.021
38	一般局	備前市	野谷	市	0.017	0.016	0.018	0.017
39	一般局	備前市	鶴海	市	0.017	0.016	0.014	0.016
40	一般局	備前市	東片上	県	0.018	0.014	0.013	0.015
41	一般局	津山市	津山	県	0.018	0.013	0.011	0.014
42	一般局	新見市	新見	県	0.009	0.018	0.012	0.013

表3 過去3年間の二酸化硫黄測定結果（日平均値の年間2%除外値）

単位：ppm

過去3年平均の順位	測定局の種類	市町村	測定局	測定者	日平均値の年間2%除外値			
					平成25年度	平成26年度	平成27年度	過去3年平均
1	一般局	倉敷市	呼松	市	0.017	0.017	0.021	0.018
2	一般局	玉野市	向日比2丁目	市	0.019	0.018	0.013	0.017
3	一般局	倉敷市	松江	市	0.017	0.015	0.014	0.015
3	一般局	倉敷市	監視センター	市	0.015	0.015	0.015	0.015
5	一般局	倉敷市	広江	市	0.015	0.014	0.015	0.015
6	一般局	倉敷市	二福	市	0.015	0.013	0.014	0.014
6	一般局	倉敷市	塩生	市	0.014	0.013	0.014	0.014
8	一般局	倉敷市	田の口	市	0.014	0.011	0.014	0.013
8	一般局	玉野市	日比	市	0.013	0.012	0.013	0.013
10	一般局	倉敷市	春日	市	0.013	0.012	0.012	0.012
10	一般局	倉敷市	宇野津	市	0.013	0.011	0.013	0.012
10	一般局	倉敷市	豊洲	市	0.013	0.012	0.011	0.012
10	一般局	玉野市	向日比1丁目	県	0.013	0.011	0.011	0.012
14	一般局	倉敷市	天城	市	0.013	0.011	0.010	0.011
14	一般局	倉敷市	児島	市	0.011	0.011	0.012	0.011
14	一般局	玉野市	渋川	県	0.011	0.012	0.011	0.011
14	一般局	倉敷市	郷内	市	0.012	0.010	0.010	0.011
18	一般局	倉敷市	茶屋町	市	0.011	0.010	0.010	0.010
18	一般局	岡山市	西大寺	市	0.010	0.010	0.009	0.010
18	一般局	玉野市	宇野	県	0.010	0.010	0.009	0.010
21	一般局	倉敷市	連島	市	0.010	0.009	0.009	0.009
21	一般局	浅口市	寄島	県	0.010	0.009	0.009	0.009
21	一般局	岡山市	南輝	市	0.006	0.010	0.011	0.009
21	一般局	岡山市	出石	市	0.009	0.009	0.009	0.009
21	一般局	倉敷市	倉敷美和	市	0.009	0.009	0.009	0.009
21	一般局	倉敷市	船穂	市	0.009	0.009	0.009	0.009
21	一般局	岡山市	江並	市	0.009	0.008	0.009	0.009
21	一般局	倉敷市	西阿知	市	0.008	0.009	0.009	0.009
29	一般局	倉敷市	玉島	市	0.008	0.008	0.008	0.008
29	一般局	玉野市	日比2丁目	市	0.009	0.008	0.007	0.008
29	一般局	岡山市	興除	市	0.006	0.007	0.010	0.008
29	一般局	岡山市	五明	市	0.006	0.007	0.010	0.008
29	自排局	玉野市	用吉	市	0.010	0.007	0.006	0.008
34	一般局	備前市	穂浪	市	0.006	0.007	0.007	0.007
35	一般局	笠岡市	寺間	県	0.006	0.007	0.006	0.006
35	一般局	備前市	鶴海	市	0.006	0.006	0.006	0.006
35	一般局	備前市	野谷	市	0.006	0.006	0.006	0.006
35	一般局	玉野市	後閑	市	0.007	0.006	0.004	0.006
39	一般局	備前市	三石	県	0.006	0.006	0.004	0.005
40	一般局	津山市	津山	県	0.003	0.003	0.005	0.004
41	一般局	備前市	東片上	県	0.003	0.003	0.003	0.003
42	一般局	新見市	新見	県	0.002	0.002	0.002	0.002

二酸化窒素の廃止について

1 二酸化窒素の濃度の状況

平成 27 年度に測定した 56 局について、すべての測定局で環境基準を達成している。

(1) 環境基準達成状況（長期的評価）

区 分	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
達成局数/測定局数	56 局/56 局	56 局/56 局	56 局/56 局	56 局/56 局	56 局/56 局
達成率	100%	100%	100%	100%	100%

(2) 経年変化

過去10年間継続して測定を実施している一般環境大気測定局（39局）及び自動車排出ガス測定局（10局）における年平均値の推移は次のとおりであり、わずかに減少している。

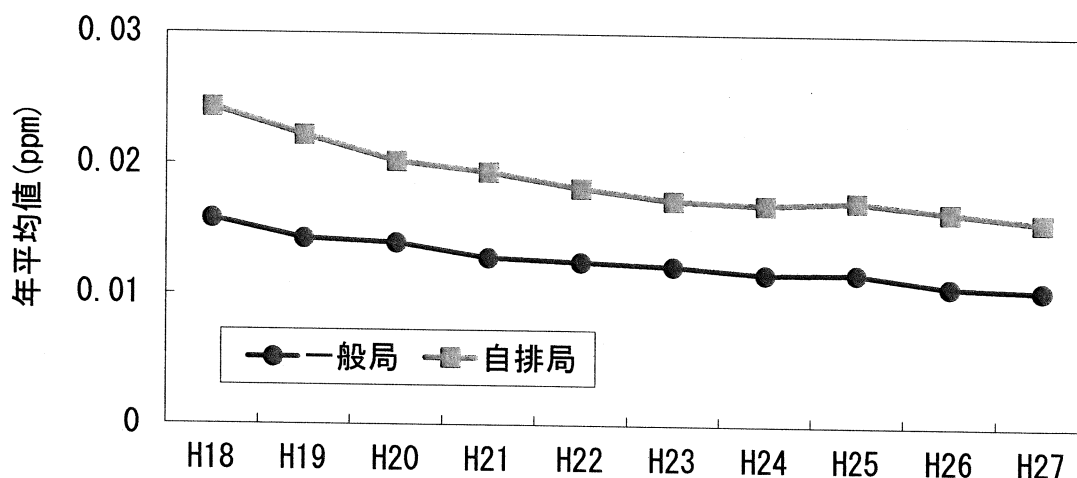


図1 過去10年間における二酸化窒素の年平均値の推移

2 二酸化窒素の測定を廃止する測定局

設置地域	測定局名	廃止理由
吉備中央町	吉備高原	二酸化窒素の測定結果が極めて低い。

表1 過去3年間の二酸化窒素測定結果（年平均値）

単位：mg/m³

過去3年平均の順位	測定局の種類	設置市町	測定局名	測定者	年平均値			
					平成25年度	平成26年度	平成27年度	過去3年平均
1	自排局	岡山市	青江(自)	市	0.027	0.026	0.025	0.026
2	自排局	早島町	長津(自)	県	0.026	0.025	0.024	0.025
3	自排局	備前市	伊部(自)	県	0.021	0.020	0.020	0.020
4	自排局	倉敷市	駅前(自)	市	0.019	0.018	0.017	0.018
5	一般局	倉敷市	豊洲	市	0.018	0.017	0.016	0.017
5	一般局	倉敷市	監視センター	市	0.019	0.015	0.016	0.017
7	自排局	倉敷市	大高(自)	市	0.017	0.016	0.015	0.016
7	自排局	笠岡市	大磯(自)	県	0.017	0.016	0.015	0.016
7	一般局	倉敷市	塩生	市	0.017	0.015	0.015	0.016
10	一般局	倉敷市	松江	市	0.016	0.015	0.015	0.015
10	自排局	岡山市	西祖(自)	市	0.016	0.015	0.015	0.015
10	一般局	岡山市	出石	市	0.016	0.014	0.014	0.015
10	自排局	倉敷市	西坂(自)	市	0.014	0.015	0.015	0.015
14	自排局	倉敷市	庄(自)	市	0.016	0.015	0.012	0.014
14	一般局	岡山市	南輝	市	0.015	0.014	0.013	0.014
14	一般局	倉敷市	玉島	市	0.015	0.014	0.013	0.014
14	一般局	浅口市	金光	県	0.014	0.014	0.013	0.014
14	一般局	倉敷市	茶屋町	市	0.015	0.014	0.012	0.014
19	一般局	倉敷市	春日	市	0.014	0.013	0.013	0.013
19	一般局	倉敷市	児島	市	0.014	0.013	0.013	0.013
19	一般局	早島町	早島	県	0.014	0.013	0.013	0.013
19	一般局	倉敷市	倉敷美和	市	0.014	0.013	0.012	0.013
19	自排局	岡山市	南方(自)	市	0.014	0.012	0.012	0.013
19	一般局	倉敷市	郷内	市	0.015	0.012	0.011	0.013
25	一般局	岡山市	興除	市	0.013	0.012	0.012	0.012
25	一般局	倉敷市	連島	市	0.013	0.012	0.012	0.012
25	一般局	玉野市	宇野	県	0.013	0.012	0.012	0.012
25	一般局	玉野市	日比	市	0.013	0.011	0.013	0.012
25	一般局	岡山市	江並	市	0.012	0.011	0.012	0.012
25	一般局	倉敷市	西阿知	市	0.013	0.011	0.011	0.012
31	一般局	岡山市	西大寺	市	0.012	0.011	0.011	0.011
31	一般局	倉敷市	天城	市	0.013	0.011	0.010	0.011
31	一般局	玉野市	向日比1丁目	県	0.012	0.011	0.011	0.011
31	一般局	玉野市	渋川	県	0.012	0.011	0.011	0.011
31	一般局	笠岡市	茂平	県	0.012	0.011	0.011	0.011
31	一般局	倉敷市	船穂	市	0.012	0.010	0.010	0.011
31	自排局	玉野市	用吉(自)	市	0.012	0.011	0.009	0.011
38	一般局	岡山市	五明	市	0.011	0.010	0.009	0.010
38	一般局	備前市	東片上	県	0.010	0.010	0.009	0.010
38	一般局	備前市	三石	県	0.009	0.009	0.011	0.010
38	一般局	備前市	野谷	市	0.010	0.010	0.009	0.010
42	一般局	岡山市	吉備	市	0.009	0.009	0.009	0.009
42	一般局	岡山市	東岡山	市	0.010	0.008	0.008	0.009
42	一般局	備前市	穂浪	市	0.009	0.009	0.008	0.009
45	一般局	赤磐市	熊山	県	0.008	0.008	0.007	0.008
46	一般局	総社市	総社	県	0.008	0.007	0.007	0.007
46	一般局	倉敷市	真備	市	0.007	0.007	0.007	0.007
46	一般局	笠岡市	寺間	県	0.007	0.007	0.006	0.007
49	一般局	備前市	鶴海	市	0.007	0.006	0.006	0.006
50	自排局	真庭市	久世(自)	県	0.006	0.006	0.006	0.006
51	一般局	津山市	津山	県	0.006	0.005	0.005	0.005
51	一般局	高梁市	高梁	県	0.005	0.005	0.004	0.005
51	一般局	美作市	美作	県	0.005	0.005	0.004	0.005
54	一般局	備前市	日生	県	0.004	0.004	0.004	0.004
54	一般局	新見市	新見	県	0.004	0.004	0.004	0.004
56	一般局	吉備中央町	吉備高原	県	0.004	0.003	0.003	0.003

表2 過去3年間の二酸化窒素測定結果（1時間値の最高値）

単位：mg/m³

過去3年平均の順位	測定局の種類	設置市町	測定局名	測定者	1時間値の最高値			
					平成25年度	平成26年度	平成27年度	過去3年平均
1	自排局	備前市	伊部(自)	県	0.078	0.086	0.086	0.083
2	一般局	倉敷市	塩生	市	0.104	0.068	0.075	0.082
3	一般局	玉野市	向日比1丁目	県	0.080	0.089	0.071	0.080
3	一般局	倉敷市	監視センター	市	0.081	0.074	0.084	0.080
3	自排局	早島町	長津(自)	県	0.083	0.079	0.077	0.080
6	自排局	岡山市	青江(自)	市	0.081	0.079	0.072	0.077
7	自排局	岡山市	西祖(自)	市	0.075	0.077	0.076	0.076
7	一般局	倉敷市	児島	市	0.085	0.072	0.070	0.076
9	一般局	玉野市	宇野	県	0.071	0.077	0.072	0.073
9	一般局	玉野市	日比	市	0.088	0.068	0.063	0.073
9	自排局	倉敷市	庄(自)	市	0.080	0.072	0.067	0.073
12	一般局	倉敷市	松江	市	0.077	0.060	0.074	0.070
12	一般局	岡山市	出石	市	0.080	0.073	0.058	0.070
12	一般局	倉敷市	郷内	市	0.081	0.067	0.062	0.070
15	一般局	倉敷市	豊洲	市	0.069	0.070	0.068	0.069
15	一般局	玉野市	渋川	県	0.084	0.056	0.067	0.069
17	自排局	倉敷市	西坂(自)	市	0.067	0.067	0.071	0.068
18	自排局	倉敷市	駅前(自)	市	0.073	0.064	0.059	0.065
18	自排局	岡山市	南方(自)	市	0.078	0.062	0.054	0.065
20	一般局	早島町	早島	県	0.070	0.065	0.057	0.064
21	一般局	倉敷市	船穂	市	0.069	0.058	0.058	0.062
22	一般局	倉敷市	茶屋町	市	0.076	0.061	0.046	0.061
23	一般局	岡山市	南輝	市	0.067	0.060	0.054	0.060
23	一般局	倉敷市	春日	市	0.059	0.063	0.058	0.060
25	一般局	倉敷市	連島	市	0.054	0.062	0.061	0.059
26	一般局	岡山市	江並	市	0.074	0.054	0.046	0.058
26	一般局	岡山市	西大寺	市	0.062	0.057	0.055	0.058
28	一般局	岡山市	興除	市	0.062	0.056	0.053	0.057
28	自排局	倉敷市	大高(自)	市	0.059	0.057	0.054	0.057
30	一般局	倉敷市	天城	市	0.068	0.057	0.044	0.056
30	一般局	倉敷市	玉島	市	0.060	0.056	0.052	0.056
32	一般局	岡山市	吉備	市	0.066	0.050	0.046	0.054
33	一般局	浅口市	金光	県	0.053	0.051	0.056	0.053
33	一般局	倉敷市	倉敷美和	市	0.058	0.052	0.049	0.053
33	一般局	倉敷市	西阿知	市	0.054	0.053	0.051	0.053
36	一般局	備前市	野谷	市	0.049	0.054	0.051	0.051
37	自排局	笠岡市	大磯(自)	県	0.050	0.050	0.051	0.050
38	一般局	笠岡市	茂平	県	0.047	0.052	0.049	0.049
38	一般局	岡山市	五明	市	0.055	0.045	0.047	0.049
40	一般局	備前市	東片上	県	0.049	0.044	0.052	0.048
41	一般局	総社市	総社	県	0.049	0.052	0.041	0.047
41	一般局	赤磐市	熊山	県	0.053	0.044	0.043	0.047
43	一般局	岡山市	東岡山	市	0.044	0.050	0.043	0.046
44	一般局	備前市	穂浪	市	0.048	0.047	0.037	0.044
45	自排局	玉野市	用吉(自)	市	0.045	0.040	0.041	0.042
46	一般局	倉敷市	真備	市	0.044	0.046	0.034	0.041
46	一般局	備前市	三石	県	0.036	0.040	0.048	0.041
48	一般局	備前市	鶴海	市	0.039	0.035	0.037	0.037
49	自排局	真庭市	久世(自)	県	0.036	0.036	0.034	0.035
49	一般局	美作市	美作	県	0.040	0.036	0.029	0.035
51	一般局	笠岡市	寺間	県	0.033	0.034	0.035	0.034
52	一般局	津山市	津山	県	0.033	0.035	0.030	0.033
53	一般局	吉備中央町	吉備高原	県	0.038	0.026	0.027	0.030
53	一般局	高梁市	高梁	県	0.032	0.031	0.026	0.030
55	一般局	備前市	日生	県	0.030	0.025	0.030	0.028
56	一般局	新見市	新見	県	0.029	0.030	0.022	0.027

表3 過去3年間の二酸化窒素測定結果（日平均値の年間2%除外値）

単位：mg/m³

過去3年平均の順位	測定局の種類	設置市町	測定局名	測定者	日平均値の年間2%除外値			
					平成25年度	平成26年度	平成27年度	過去3年平均
1	自排局	早島町	長津(自)	県	0.041	0.045	0.042	0.043
2	自排局	岡山市	青江(自)	市	0.045	0.039	0.040	0.041
3	自排局	備前市	伊部(自)	県	0.039	0.035	0.034	0.036
4	一般局	倉敷市	監視センター	市	0.036	0.035	0.031	0.034
5	一般局	倉敷市	豊洲	市	0.033	0.033	0.030	0.032
6	自排局	岡山市	西祖(自)	市	0.034	0.030	0.030	0.031
6	自排局	倉敷市	駅前(自)	市	0.034	0.031	0.029	0.031
8	自排局	倉敷市	大高(自)	市	0.032	0.030	0.029	0.030
8	一般局	倉敷市	塩生	市	0.034	0.028	0.028	0.030
8	自排局	倉敷市	西坂(自)	市	0.031	0.029	0.029	0.030
11	自排局	笠岡市	大磯(自)	県	0.032	0.029	0.026	0.029
11	一般局	倉敷市	松江	市	0.030	0.029	0.027	0.029
13	一般局	岡山市	出石	市	0.032	0.027	0.025	0.028
13	一般局	岡山市	南輝	市	0.029	0.029	0.025	0.028
13	一般局	倉敷市	玉島	市	0.029	0.027	0.027	0.028
13	一般局	倉敷市	春日	市	0.030	0.028	0.025	0.028
13	一般局	倉敷市	倉敷美和	市	0.030	0.027	0.026	0.028
18	一般局	倉敷市	児島	市	0.028	0.027	0.027	0.027
18	一般局	倉敷市	連島	市	0.030	0.026	0.026	0.027
18	一般局	倉敷市	茶屋町	市	0.030	0.028	0.024	0.027
18	自排局	倉敷市	庄(自)	市	0.031	0.027	0.024	0.027
18	一般局	早島町	早島	県	0.028	0.028	0.025	0.027
23	一般局	玉野市	日比	市	0.029	0.024	0.025	0.026
23	一般局	玉野市	向日比1丁目	県	0.028	0.026	0.024	0.026
23	一般局	玉野市	宇野	県	0.026	0.026	0.026	0.026
23	一般局	浅口市	金光	県	0.027	0.027	0.024	0.026
27	一般局	倉敷市	郷内	市	0.028	0.025	0.023	0.025
27	自排局	岡山市	南方(自)	市	0.028	0.024	0.024	0.025
27	一般局	倉敷市	天城	市	0.028	0.026	0.021	0.025
27	一般局	岡山市	興除	市	0.025	0.025	0.024	0.025
27	一般局	玉野市	渋川	県	0.027	0.023	0.024	0.025
32	一般局	岡山市	西大寺	市	0.025	0.023	0.023	0.024
33	一般局	倉敷市	西阿知	市	0.026	0.022	0.022	0.023
33	一般局	笠岡市	茂平	県	0.025	0.023	0.022	0.023
33	一般局	岡山市	江並	市	0.026	0.022	0.021	0.023
33	一般局	倉敷市	船穂	市	0.025	0.023	0.021	0.023
33	一般局	備前市	野谷	市	0.025	0.024	0.019	0.023
38	一般局	備前市	穂浪	市	0.023	0.023	0.020	0.022
39	一般局	岡山市	吉備	市	0.022	0.020	0.022	0.021
39	一般局	備前市	東片上	県	0.023	0.022	0.019	0.021
39	自排局	玉野市	用吉(自)	市	0.022	0.022	0.019	0.021
39	一般局	岡山市	五明	市	0.022	0.021	0.019	0.021
43	一般局	備前市	三石	県	0.018	0.018	0.021	0.019
44	一般局	岡山市	東岡山	市	0.020	0.017	0.016	0.018
45	一般局	備前市	鶴海	市	0.018	0.017	0.015	0.017
46	一般局	総社市	総社	県	0.018	0.016	0.015	0.016
46	一般局	赤磐市	熊山	県	0.017	0.016	0.014	0.016
48	一般局	倉敷市	真備	市	0.017	0.014	0.014	0.015
49	一般局	津山市	津山	県	0.016	0.013	0.013	0.014
49	一般局	笠岡市	寺間	県	0.015	0.014	0.013	0.014
51	自排局	真庭市	久世(自)	県	0.014	0.012	0.013	0.013
51	一般局	備前市	日生	県	0.014	0.012	0.012	0.013
53	一般局	高梁市	高梁	県	0.013	0.011	0.011	0.012
54	一般局	新見市	新見	県	0.013	0.010	0.011	0.011
54	一般局	美作市	美作	県	0.013	0.010	0.010	0.011
56	一般局	吉備中央町	吉備高原	県	0.009	0.008	0.007	0.008

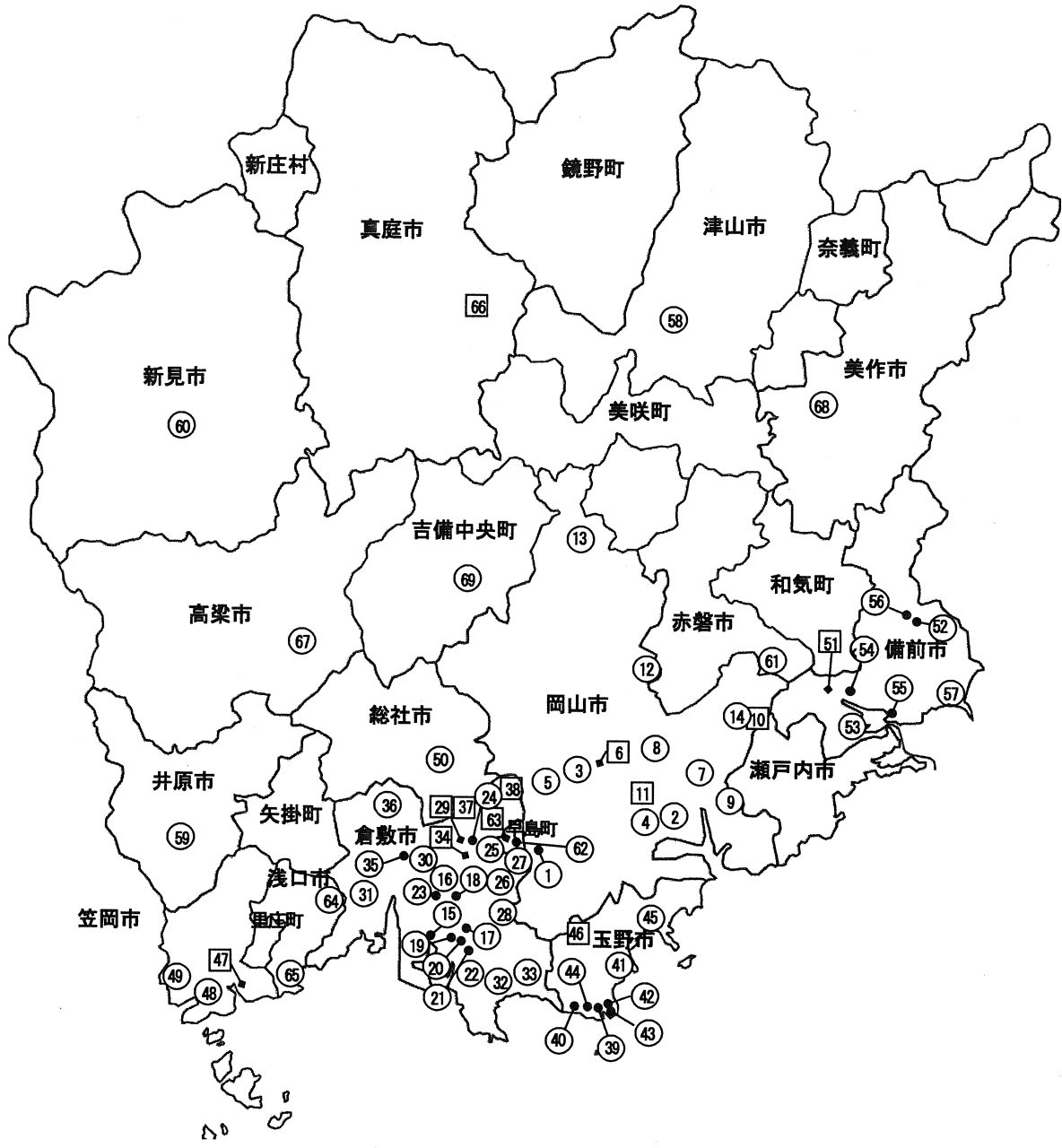
大気汚染に係る環境基準

別添参考 1

対象物質	環境基準	環境基準達成の評価方法	(参考) 主たる発生源
二酸化硫黄 (SO ₂)	1 時間値の 1 日 平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。	○短期的評価 環境基準のとおり	硫黄を含む化石燃料の燃焼により発生し、主な発生源は工場である。
		○長期的評価 日平均値の 2% 除外値が 0.04ppm 以下である場合に環境基準達成とする。ただし、日平均値が 0.04ppm を超える日が 2 日以上連続した場合は環境基準達成としない。	
一酸化炭素 (CO)	1 時間値の 1 日 平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。	○短期的評価 環境基準のとおり	燃料の不完全燃焼で発生し、主な発生源は自動車である。
		○長期的評価 日平均値の 2% 除外値が 10ppm 以下である場合に環境基準達成とする。ただし、日平均値が 10ppm を超える日が 2 日以上連続した場合は環境基準達成としない。	
浮遊粒子状物質 (SPM)	1 時間値の 1 日 平均値が 0.10mg/ m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/ m ³ 以下であること。	○短期的評価 環境基準のとおり	工場からのばいじん、ディーゼル車排ガスの黒煙等の人工発生源と土壌の飛散等の自然発生源がある。
		○長期的評価 日平均値の 2% 除外値が 0.10mg/ m ³ 以下である場合に環境基準達成とする。ただし、日平均値が 0.10mg/ m ³ を超える日が 2 日以上連続した場合は環境基準達成としない。	
光化学オキシダント (Ox)	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。	○短期的評価 昼間 (6 時から 20 時まで) の 1 時間値が全て 0.06ppm 以下である場合に環境基準達成とする。	工場や自動車から排出される窒素酸化物等が太陽光線により光化学反応を起こし生じる二次物質である。
二酸化窒素 (NO ₂)	1 時間値の 1 日 平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。	○長期的評価 日平均値の年間 98% 値が 0.06ppm 以下である場合に環境基準達成とする。	物の燃焼により発生し、主な発生源は工場と自動車である。
微小粒子状物質 (PM2.5)	1 年平均値が 15 μg/ m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 μg/ m ³ 以下であること。	1 年平均値が 15 μg/ m ³ 以下 (長期基準) であり、かつ、1 日平均値の年間 98% 値が 35 μg/ m ³ 以下 (短期基準) である場合に環境基準達成とする。	工場や自動車などの発生源から直接排出される一次生成粒子と、大気中の光化学反応によって生じる二次生成粒子で構成されている。また、土壌粒子等も含まれており、発生源は多岐にわたっている。

市町	No.	測定局			測定項目							
					二酸化硫黄 (SO ₂)	浮遊粒子状物質 (SPM)	微小粒子状物質 (PM2.5)	一酸化炭素 (CO)	光化学オキシダント (Ox)	窒素酸化物 (NOx)	非メタン炭化水素 (NMHC)	風向・風速 (WV・WD)
岡山市	1	興除市	○	○								
	2	江並市	○	○	○							
	3	出石市	○	○								
	4	南輝市	○	○								
	5	吉備市		○								
	6	南方市・自		○	○					○		
	7	西大寺市	○	○								
	8	東岡山市		○	○							
	9	五明市	○	○								
	10	西祖市・自		○							○	
	11	青江市・自		○							○	
	12	高倉山市・気				○					○	
	13	建部市			○							
	14	西祖農集市			○							
倉敷市	15	監視センター市	○	○								
	16	春日市	○	○					○		○	
	17	広江市	○	○								
	18	二福市	○									
	19	松江市	○	○	○							
	20	呼松市	○	○						○		
	21	宇野津市	○									
	22	塩生市	○	○	○							
	23	連島市	○	○								
	24	倉敷美和	○	○	○							
	25	豊洲市	○			○					○	
	26	天城市	○	○								
	27	茶屋町市	○	○	○							
	28	郷内市	○	○								
	29	駅前市・自										
	30	西阿知市	○	○								
	31	玉島市	○	○	○							
	32	児島市	○	○	○							
	33	田の口市	○									
	34	大高市・自		○	○							
35	船穂市	○	○									
36	真備市			○								
37	西坂市		○									
38	庄市		○	○								
玉野市	39	日比市	○	○								
	40	渋川市	○	○								
	41	宇野市	○	○	◎							
	42	向日比1丁目	○									
	43	向日比2丁目	○	○								
	44	日比2丁目	○	○								
	45	後閑市	○	○								
笠岡市	46	用吉市・自	○	○								
	47	大磯市・自	○	○								
	48	寺間市	○	○								
総社市	49	茂平市		○	○							
	50	総社市		○	○							
備前市	51	伊部市・自		○	○							
	52	三石市	○	○	◎							
	53	鶴海市	○	○								
	54	東片上市	○	○								
	55	穂浪市	○	○								
	56	野谷市	○	○								
	57	日生市	○	○								
津山市	58	津山市	○	○	○							
井原市	59	井原市										
新見市	60	新見市	○	○	○							
赤磐市	61	熊山市										
早島町	62	早島市		○	○							
	63	長津市・自		○	○							
浅口市	64	金光市		○								
	65	寄島市	○									
真庭市	66	久世市・自		○								
高梁市	67	高梁市										
美作市	68	美作市										
吉備中央町	69	吉備高原市										
合計 69局			44	53	21	7	43	56	13	59		

環境大気測定局配置図



○ 一般環境大気測定局 (57 測定局)
 □ 自動車排出ガス測定局 (12 測定局)

望ましい測定局数の算定について（環境省事務処理基準）

ア 全国的視点から必要な測定局数

① 人口及び可住地面積による算定（いずれか少ないほう）

算定基準		岡山県算定結果
人口基準	人口 75,000 人当たり 1 局	26
可住地面積基準	可住地面積 25km ² 当たり 1 局	89

【参考】 a 岡山県人口=1,916,950 人

b 岡山県可住地面積=2,228.76 km²

② 環境濃度レベルに対応した測定局数の調整

区分	判断基準	係数
高	環境基準を未達成、又は、基準値の7割を超える	1
中	環境基準を達成しているが基準値の3割を超え、7割以下	1/2
低	環境基準を達成し、基準値の3割以下	1/3

③ 測定項目の特性に対応した測定局数の調整

測定項目	係数
二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質、光化学オキシダント、二酸化窒素	1
一酸化炭素、非メタン炭化水素	1/2

④ 必要局数

測定項目	基本的な局数 (①)	係数 (②)	係数 (③)	④必要な測定 局数(注)
二酸化硫黄	26	1/2	1	13(5)
浮遊粒子状物質		1	1	26(10)
微小粒子状物質		1	1	26(10)
一酸化炭素		1/3	1/2	4(2)
光化学オキシダント		1	1	26(10)
二酸化窒素		1	1	26(10)
非メタン炭化水素		1	1/2	13(5)

※必要局数の（）内の数値は、県管轄地域における局数

イ 地域的視点から必要な測定局数

地域的視点（自然的状況、社会的状況、これまでの経緯の勘案）から必要な測定局数を算定する。

ウ 望ましい測定局数

アの全国的視点から必要な測定局数に、イの地域的視点から必要な測定局数を加えて算定する。

平成28年3月30日

担当課	環境管理課
担当者	坪井、多田
内線番号	2656, 2657
直通番号	086-226-7302

お知 ら せ

微小粒子状物質(PM2.5)の注意喚起の区域等を変更します。

微小粒子状物質(PM2.5)については、「岡山県微小粒子状物質(PM2.5)の注意喚起等に係る実施要領(平成25年3月)」を定め、PM2.5の濃度が国が示した暫定指針値(日平均値 $70\mu\text{g}/\text{m}^3$)を超えるおそれがある場合に、県民に対し注意喚起を行う体制を整えているところです。

この度、測定局の整備状況やデータの蓄積等を踏まえ、県全域を1区域としていた注意喚起の区域を「県南部」と「県北部」の2区域にするとともに、注意喚起を行う判断方法も一部変更することとしましたので、お知らせします。

なお、平成25年3月から現在までに注意喚起を行ったことはありません。

記

1 注意喚起の区域の変更

【変更前】県全域の1区域

【変更後】県南部と県北部の2区域

県南部	岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、浅口市、和気町、早島町、里庄町、矢掛町、吉備中央町
県北部	津山市、新見市、真庭市、美作市、新庄村、鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、久米南町、美咲町

2 午後からの活動に備えた判断方法の変更

【変更前】県全域の一般環境大気測定局の2局以上で判断基準値を超過

【変更後】同一区域内の一般環境大気測定局の1局以上で判断基準値を超過

※ 判断基準値： $80\mu\text{g}/\text{m}^3$ (午前5時から正午までの1時間値の平均値)

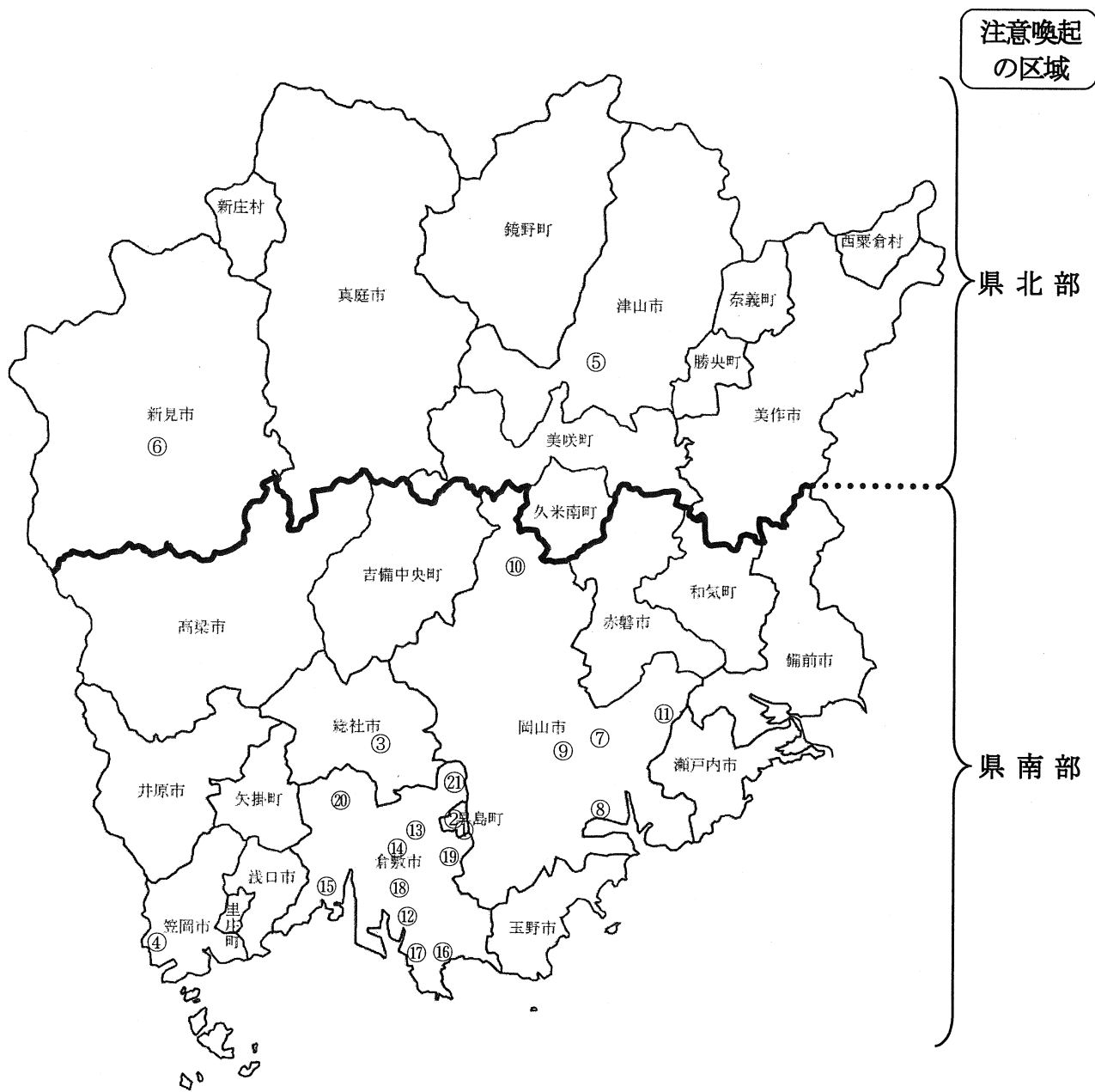
3 判断方法(新旧対照表)

	午前中の早めの時間帯での判断	午後からの活動に備えた判断
変更前	午前5時から午前7時までのPM2.5の1時間値の平均値が県全域の一般環境大気測定局の2局以上で $85\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過したとき	午前5時から正午までのPM2.5の1時間値の平均値が県全域の一般環境大気測定局の2局以上で $80\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過したとき
変更後	午前5時から午前7時までのPM2.5の1時間値の平均値が同一区域内の一般環境大気測定局の2局以上で $85\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過したとき	午前5時から正午までのPM2.5の1時間値の平均値が同一区域内の一般環境大気測定局の1局以上で $80\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過したとき
備考	次のいずれかに該当するときは、県全域に注意喚起を行うものとする。 (1) 県南部又は県北部のいずれか一方の区域が、午前中の早めの時間帯での判断又は午後からの活動に備えた判断に該当する場合であって、広域的な視点から他方の区域にも注意喚起を行う必要があると認められるとき (2) 県南部における一般環境大気測定局の1局、かつ、県北部における一般環境大気測定局の1局において、早朝(午前5時から午前7時までの)PM2.5の1時間値の平均値が $85\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過したとき	

4 施行日

平成28年4月1日から実施する。

微小粒子状物質(PM2.5)測定局の配置及び注意喚起の区域



測定者	測定局名	区分※
岡山県	① 早島局 (早島町)	一般局
	② 長津局 (早島町)	自排局
	③ 総社局 (総社市)	一般局
	④ 茂平局 (笠岡市)	一般局
	⑤ 津山局 (津山市)	一般局*
	⑥ 新見局 (新見市)	一般局*
岡山市	⑦ 東岡山局	一般局
	⑧ 江並局	一般局
	⑨ 南方局	自排局
	⑩ 建部局	一般局#
	⑪ 西祖農集局	一般局#

測定者	測定局名	区分※
倉敷市	⑫ 松江局	一般局
	⑬ 倉敷美和局	一般局
	⑭ 大高局	自排局
	⑮ 玉島局	一般局
	⑯ 児島局	一般局
	⑰ 塩生局	一般局
	⑱ 監視センター局	一般局
	⑲ 茶屋町局	一般局
	⑳ 真備局	一般局
	㉑ 庄局	自排局

※ 一般局は一般環境大気測定局を、自排局は自動車排ガス測定局を表す。

* 津山局及び新見局は、平成27年9月末から測定を開始

建部局及び西祖農集局は、テレメータ非接続

岡山県微小粒子状物質（PM2.5）の注意喚起等に係る実施要領

（趣旨）

第1条 この要領は、「微小粒子状物質（PM2.5）に関する専門家会合報告について」（平成25年3月1日付け環水大大発第1303013号及び平成25年11月28日付け環水大大発第1311281号、環境省水・大気環境局長通知。以下「報告」とする。）を踏まえ、県が、微小粒子状物質（以下「PM2.5」という。）が、「暫定的な指針となる値」（報告において、暫定的な指針となる値として適当とされた日平均値 $70\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）を超えると予想される場合に県民に注意喚起を行う方法等について、必要な事項を定める。

（注意喚起の実施）

第2条 県は、次項各号に掲げる区域が次の各号のいずれかに該当するときは、当該区域に注意喚起を行うものとする。ただし、測定値が明らかに下降傾向であるなどPM2.5の濃度が下降すると見込まれるときは、注意喚起を行わないものとする。

- (1) 一般環境大気測定局（以下「一般局」という。）の2局以上において、早朝（午前5時から午前7時まで）のPM2.5の1時間値の平均値が $85\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過したとき
- (2) 一般局の1局以上において、午前5時から正午までのPM2.5の1時間値の平均値が $80\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過したとき

2 注意喚起は、次の区域ごとに行うものとする。

- (1) 県南部（岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、浅口市、和気町、早島町、里庄町、矢掛町、吉備中央町）
- (2) 県北部（津山市、新見市、真庭市、美作市、新庄村、鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、久米南町、美咲町）

3 前2項にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、県全域に注意喚起を行うものとする。ただし、測定値が明らかに下降傾向であるなどPM2.5の濃度が下降すると見込まれるときは注意喚起を行わないものとする。

- (1) 前項各号に掲げる区域のいずれか一方の区域が第1項各号のいずれかに該当する場合であって、広域的な視点から他方の区域にも注意喚起を行う必要があると認められるとき
- (2) 県南部における一般局の1局、かつ、県北部における一般局の1局において、早朝（午前5時から午前7時まで）のPM2.5の1時間値の平均値が $85\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過したとき

4 注意喚起は、終日行うものとする。

（注意喚起の方法等）

第3条 注意喚起は、県が次の各号に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 県民に対しては、県のホームページ及びメール配信による方法
- (2) 市町村、県関係機関等に対しては、FAX（様式第1号）による方法
- (3) 別表第1に掲げる庁内関係課に対しては、電話による方法
- (4) 報道機関に対しては、FAXその他の情報提供の方法

2 次のとおり注意喚起を行うものとする。

- (1) 不要不急の外出や屋外での長時間の激しい運動をできるだけ減らす。
- (2) 屋内においても、換気や窓の開閉を必要最小限にする。
- (3) 呼吸器系や循環器系疾患のある者、小児、高齢者等の高感受性者においては、体調に応じて、より慎重に行動することが望まれる。

（市町村への協力依頼）

第4条 県は、注意喚起に当たっては、市町村長に対し、関係機関への周知等必要な協力を求めるものとする。

(異常発生時の措置)

第5条 人の健康や農作物に影響を与える異常な事態が発生したときは、関係機関は、相互に連絡を保ち、人の健康や農作物への影響に対する応急措置その他適切な措置を行うものとする。

2 健康被害又は農作物被害が発生したときは、岡山県大気汚染緊急時対策実施細則に準じて報告する。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、注意喚起等の実施に必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成25年3月28日から実施する。

附 則

この要領は、平成25年12月10日から実施する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から実施する。